

金津町鉄道既定線期成同盟会の請願書

北陸鉄道既定路線維持請願

謹んで一書を裁して（文章に手を入れて・・・この場合同盟会よりの請願書に手を入れて）衆議院議長閣下に捧呈（ほうてい・・・差し出す）し北陸鉄道森田大聖寺間再調査の件に付き請願す。某等（それがし等）は素（もと）より市井（しせい）の賤民にして礼節に習れず（慣れず）閣下の威厳を冒瀆する言辞（げんじ・・・言葉使い）なきに非ざるべしと雖も（いえども）願わくは先ず之を恕（ゆる）せられ某等の誠意陳述する処の哀情（あいじょう・・・悲しむ心）を諒（りょう・・・もつともだと思ふ）し以て採納（さいのう・・・取り上げる）あらん事を。

明治27年（1894）1月17日飛報（ひほう・・・急報）あり東京より来る。曰く本日鉄道会議に於いて北陸鉄道線路森田大聖寺間再調査の議可決せりと。某等茲（ここ）に於いて熟々（よくよく）其議決の要点を惟う（おも）うみるに森田大聖寺間再調査の議とは森田村より坂井郡の中央部金津町を経て一直線に大聖寺に達する前貴院可決の既定線を変（変更）して森田より坂井郡の極西なる日本海に偏在する三国町に廻行（かいこう）し三国町より大聖寺に達する線路と為さんとする議、換言すれば三国迂廻論を意味するものならんか。某等固より（もとより）局外にあり、未だ某詳（その詳しい）なる事を与（あ）ずかり聞く能はず（あたわず）と雖も若し（もし）某等の此れ憶測にして果たして其の幾分に近しとせば是れ実に某等の黙視する能はざる処、徒に（いたずらに）北陸鉄道工事に一頓挫を与え竣成（竣工）の期を緩くする（遅らせる）ものと信ずるなり。請う（願う）左に其の理由を陳述し以て賢明なる閣下の洞察を仰がん。

某等が茲に多数人民の願望を代表し請願を為す所以（ゆえん）の要旨は約言（やくげん・・・要約）すれば北陸鉄道幹線を三国に迂回せしむる必要を感ぜず否寧ろ（むしろ）之を不可として徹頭徹尾前貴院可決の既定線を変更せられざるを希望するにあり。抑も（そもそも）前頭（ぜんけん・・・前に頭かにされている）の決定線路は唯（ただ）今回の国設鉄道のみを然り（しかり・・・当然）と為すにあらざり往年（昔）私設北陸鉄道会社の測量も亦（また）齊しく（ひとしく）森田より金津を経て大聖寺に達する方針にして未だ曾て（かつて）幹線を三国に迂回せしむる議なかりしなり。

斯く（かく）の如き幾多（あまた）の技師が幾回の実測を為すも皆な決定線と大同小異にして未だ曾て三国廻行線の取らざりしは自ら（おのずから）理由の存ずるありて然る（しかる）を証明するに足れり。

然るに今や工事着手の始まりに当たり唐突にも三国廻行論の起こりしは是れ

某等の怪訝（げげん・・不可解）に堪えざる所にして三国廻行論を不可とする所以（ゆえん・・理由）の第一なり。

論者（三国廻行論を展開する人たち）或いは曰はん（いわん）。鉄道敷設の要旨は交通運輸の便を開くに在り。然るに今三国の如き通邑（つうゆう。交通網が発達している町）を措いて（おいて）顧みず（他ならぬの意？）其の商工業をして独り文明の利器の恩恵に与る（あずかる）を得ざらしむは鉄道敷設の要旨に反するものなりと然り（そうである）。

論者の云う所、洵に（まことに）然り然れども（そうではあるが）一地方の一局部の為め特に長延の幹線を迂回するは其の一地方一局部の為めには固より（もとより）之に過ぐるの幸福なかるべしと雖も全局（全体）の上に於いて哩数を増やし、其の哩数に対して時間と費用との損害を永久に被るが如き場合に於いては固より全局の公益の為に一地方一局部の利益を犠牲に供せざるべからず（せざるを得ないの意？）是実に鉄道の国家事業たる性質上に於いて避くべからず結果（避けることのできない結論）にして三国の如き正（まさ）しく此の場合に該当するもの論者の所謂（いわゆる）鉄道敷設の要旨は以て之を概する能わざる（がいするあたわざる・・憤慨せざるを得ない）。

況や（いわんや）経験ある当事者が線路実測の後（のち）前貴院予算委員会に於いて其の経費を査定するに該り（あたり）松本・児玉の政府委員諸君が其の図面を公示したるに依るも森田金津大聖寺を經過すべきは明瞭なる耳（のみ）ならず、尚前貴院に於ける鉄道法案特別委員の報告に臨み（のぞみ）審査委員長・神鞭知常（こうむちともつね）氏は実に左の如き鉄案（確固たる意見）を下されたり。

北陸鉄道線路中に於いて伏木（富山県伏木）三国此の二ヶ所は或る議員に於いて此の線路を廻行する事の必要を感じられしも若し他日必要ある場合には支線を敷くも甚だ難しからずして、若し之を此の長延の北陸線に迂行する場合には実に言うべからず不都合を来たす云々。

此れ北陸鉄道全局の上に於いて動かすべからざる鉄案にして前貴院亦（また）此の議を容れ（いれ）貴族院も亦協賛一致せられ、既に幹線を三国に迂回せざる事に決定し。今日遽かに（にわか）に之を変更せんとするは豈（あに・・どうして）理の当に然るべき所ならんや（理に合っていると云えようか）是、某等が三国廻行論を不可とする所以の第二なり。

また仮に一步を退き論者の言に従い三国の如き通邑を措て顧みず（おいて

ほかならぬ) 其の商工業をして文明の利器の恩恵に与(あず)からしめざるは
 鉄道敷設の要旨に反すと為し是非とも三国と北陸鉄道の関係を密着ならしめん
 とする場合に於いても必ずしも幹線を迂回するを要せず別に支線を布設するも
 可なり。現に決定地図に依るも又私設北陸鉄道会社の測量図に徴するも
 (照らし合わせても) 三国へ支線を布設する為に幹線を迂回する必要なきを
 知るべし。是、某等が三国廻行論を不可とする所以の第三なり。

且つ夫れ(それ) 日本海沿岸の地に於いて三国と同一の事情に在るものは
 石川県の金石、富山県の伏木等にして共に鉄道の迂回を希望せりと雖も要する
 に皆一地方のの一部局の利益を主張する過ぎず固(もと)より之が為に
 北陸鉄道全局の公益を犠牲に供する能(あた)わず(看過できない)として
 断然迂回の議を斥け(しりぞけ)茲に(ここに)始めて北陸幹線の決定を見る
 に至りしなり。

然るに今日に至り三国の為にひとたび決定線変更の備(よう・・悪しき
 前例)を作らば金石の如き伏木の如き亦決して黙視せず皆袂(たもと)を
 揮いて(ふるいて)起ち囂然(ごうぜん・・大騒ぎして)迂回論を主張する
 のみならず沿道地方の人心亦(また)之がために動揺し競いて一地方一局部の
 私利私便を取らんとするや必せり(必須なり)。而して(しかしして)事此れ
 に至れば競争激烈議論紛淆(ふんこう・・入り乱れる)竟に(ついに)
 北陸鉄道竣成の期を愆(あやまる)に至らん。況や三国へ迂回するときは
 軍事上亦大いに障碍(障害)あるに於てや是某等が断じて三国迂回論を不可と
 する所以の第四なり。

更にまた眼を転じて越前の地勢を按ずる(あんずる)に東より西に陵夷
 (りょうい・・丘陵地が次第になだらかになる)し、源を東山に発する諸水は
 皆西流して日野・足羽・九頭竜の三大川に合し(合流し)、三大川亦次第に
 西部卑湿(ひしつ・・低地でじめじめしている)の地に就き竟(つい)に最も
 凹窪(くぼみ)なる坂井郡に至りて合流し、然る後に三国港口に向ひて放下す
 左れば(されば)一国の水悉く(ことごとく)坂井郡に匯り(あつまり)て
 溢溢四出(ほんいつして・・あふれでて)、良田其の害を被る事多しとす。
 然るに今森田より九頭竜川の岸に沿いて鉄道を敷設するとせば溢溢の水は愈々
 (いよいよ)放下の地をなく悉く中央の平田に集まり森漫(びょうまん・・
 水面がはてしなく広がる)として平湖を為し、米穀実らず、蔬菜(そさい・・
 野菜)育せず。数多の生靈(せいれい・・ここでは人民)は餬口(ここう・・
 生計)の途を失い其の悲惨、其の損害、豈(あに・・どうして)三国が
 北陸鉄道の恩恵に与る(あずかる)を得ざるの不便と年を同じとして語るべき

か。是れ某等が断じて三国廻行論を不可とする所以の第五なり。

以上列举せし五つの不可は茲に一つあるも持つて迂回の不必要なる事を知了(ちりょう・・納得)するに足れり。況や五つの不可の併せ存するに於いてや北陸鉄道幹線三国廻行論の取るに足らざる斯く(かく)の如し。三国廻行論既に取るに足らずとせば森田大聖寺間再調査の議も又其の必要なしと云わざるべからず。然れども鉄道会議に於いて既に議決せし結果として復た(また)調査せざるを得ざるの順序なりと雖も唯伏して希望する処は貴院が前決議の趣意を維持せられ断然三国廻行論を斥け既定線路を変更せざるに決せられん事を此れ而已(ただ)某等の切に北陸鉄道の速成を望み工事着手の初(はじまり)に於いて異議を生ずるを悲しみ、且つ将来の利害を慮る(おもいはかる)の余り敢えて多数人民の志望により不文(ふぶん・・無学)を顧みず茲に哀願(ひたすら願う)を為す意(心情)、切にして言足らず(言葉足らず)、唯一に閣下が明鑑(めいかん・・明察)を請うに在り伏して冀くば(こいねがわくば)閣下某等(それがし等)の願意を採納(さいのう・・取り上げる)あらん事を誠惶誠恐頓首再拜(せいこうせいきょうとんしゅさいはい・・誠に恐れ多い事でございますが、伏してお願い申し上げます)。